

みんなで考えよう省エネルギー

生活



この冬の灯油事情 必要量は確保

木枯らしの吹く季節がやってきました。

冬の暖房の「王様」は、なんといっても灯油です。ところが灯油は、いわば「原油の子供」で、母なる原油からとれる灯油の割合は約一割です。つまり、原油百リットルから約十リットル程度の灯油しかとれません。

灯油は「原油のヒレ肉」といわれるのもそのためで、「貴重な一〇%」が私たちの冬を支えてくれているのです。

ですから、冬の暖房は「灯油の母」である原油の確保にかかっているのですが、年間消費量の九九・八%を輸入しているわが国にとって、最近の石油の需給が必ずしも樂觀を許さない情勢にあることは、みなさんご承知のとおりです。

こうしたことから「この冬の灯油は大丈夫だろうか——」と心配の方もおられると思います。

そこで、冬場の灯油事情、省エネルギー対策にスポットを当ててみました。

買いだめはよそう

需給のバランスを崩し
値上がり招くもどす

現在、全国約二千二百万世帯の家庭で、灯油が暖房用として使われています。

これらの灯油は、需要の少ない六月から九月の間にせっせと蓄えられたものと、冬場に生産(精製)されたものでまかなわれます。

この冬の灯油消費量について政府は、約二千万キリと見込んで生産・在庫の積み増しを行っており、現状では十分まかなえるといっています。

問題は今後の原油輸入量ですが、国際石油資本(メジャー)の相次ぐ供給削減や産油国側の値上げなどのため樂觀は許されません。

そこで、わたしたち消費者として、みんなが「暖かい冬」を過ごすためにお互い心したいのは、必要以上に買いだめをしないということです。

全国の約二千二百万世帯が、われ先にと買いだめに走ったならば、それでなくとも厳しい需給関係が崩れ、値上がりを招き、一歩間違えばパニック状態に陥ることも十分考えられます。

不必要な買いだめは、私たち消費者が自ら自分の首を絞めることになるのです。私たちが一人一人が、賢い消費者でありたいものです。

人権週間

12月4日~10日

困ったときは

人権擁護委員に相談を



十二月四日から十日まで「人権週間」です。子供から大人まで、私たち一人一人の「基本的人権」は、憲法によって保障されています。

ところで、人権にまつわるトラブルは、家庭内のいざこざをはじめ、うわさの流布によるいやがらせ、近隣騒音、悪臭、私的制裁の問題など、日常生活の場で起きることが多いのです。

そのため、それが人権上「不当」であるとわかっていても、はっきり「違法」であるといえないような、判断のつきかねるケースが多いことも事実です。

と、いって、そのまま放置しておいて、重大な事態になってからでは不幸な結果を招きがちです。

このような人権問題を早期に解決し、被害者を救済するために設けられているのが、人権擁護委員制度です。

ふだんの生活で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようなかわからなくてお悩みの方は、お気軽に人権擁護委員にご相談ください。

相談は無料で、むずかしい手続きもありませんし、相談内容についてはかたく秘密を守りますから心配はいりません。

◎日光市の人権擁護委員(敬称略)

▼後藤七之允(湯元二五二二 ☎湯元局二四三二)

▼神山重男(稲荷町三丁目三五五 ☎四二〇一一)

▼関トシ(清滝一丁目九一二七 ☎四一二七〇)

▼石田定寿(本町四一八 ☎三一一九五)